



第2号様式

相模原市指令（廃指自り）第29号
令和6年8月8日

引 取 業 登 録 通 知 書

住 所 神奈川県横浜市鶴見区大黒町6番1号

氏 名 株式会社日産ユーズドカーセンター
代表取締役 安田 孝治

相模原市長 本 村 賢太郎



令和6年8月6日付けで届出のあった引取業の登録の変更については、使用済自動車の再資源化等に関する法律第46条第2項の規定により登録の変更をしたので、同条第3項において準用する同法第44条第2項の規定により通知します。

登 録 番 号 20981000015
登 録 の 年 月 日 令和4年7月31日
登録の有効期限 令和9年7月30日

	事業所名	所在地
1	株式会社日産ユーズドカーセンター 相模原営業所	相模原市中央区高根1-13-7
2		
3		
4		
5		
6		
7		
8		
9		
10		

備考 登録の変更の場合にあっては、変更後の登録内容を記載しています。

（不服申立て等の教示）

なお、この処分に不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、相模原市長に対して審査請求をすることができます。

また、この処分の取消しを求める訴えは、この処分があったことを知った日（前記の審査請求をした場合には、当該審査請求に係る裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6か月以内に相模原市を被告として、この処分の取消しの訴えを提起することができます。



相模原市日産ユーズドカーセンター
日産ユーズドカーセンター

この証明書には各種の不正